

件名	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	市民文化部 地域づくり支援室
----	-----------------------------	-------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、活発な地域コミュニティ活動を展開していくため、地区コミュニティセンター充実事業において、その活動拠点となる施設の整備・充実を図っており、新たな活動拠点施設として平成28年4月1日に関南部地区コミュニティセンターを設置することから、所要の改正を行うものです。

また、土地改良事業完了に伴う換地処分により東部地区コミュニティセンターの地番が変更されたことから、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 新たに地区コミュニティセンターを設置します。 <第2条関係>

名称	位置
関南部地区コミュニティセンター	亀山市関町萩原172番地3

(2) 東部地区コミュニティセンターの位置を改正します。 <第2条関係>

改正前	亀山市阿野田町1672番地
改正後	亀山市阿野田町3497番地

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、(1)の改正規定の施行日は、平成28年4月1日とします。

(2) 関南部地区コミュニティセンターの管理運営における指定管理者制度について、平成29年3月31日まで適用しないこととする経過措置を設けます。

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第16号

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

亀山市地区コミュニティセンター条例（平成17年亀山市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条の表東部地区コミュニティセンターの項中「1672番地」を「3497番地」に改め、同表に次のように加える。

関南部地区コミュニティセンター	亀山市関町萩原172番地3
-----------------	---------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表に次のように加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 関南部地区コミュニティセンターにあっては、第2条の表に次のように加える改正規定の施行の日から平成29年3月31日までの間、この条例による改正後の亀山市地区コミュニティセンター条例第3条及び第4条の規定は適用せず、第5条第2項の規定の適用については、同項中「指定管理者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず」とし、第6条の規定の適用については、同条中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が別に」とし、第7条、第8条、第10条、第11条、第14条及び第17条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。